

災害ボランティア活動保険

保険商品：ボランティア活動保険

ボランティア活動を支える3つの特徴

1

災害ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償します。

2

ボランティア活動の回数・期間にかかわらず1年間定額の保険料です。

(保険期間中に新たな会員の入会がある場合は、事前のご通知および保険料相当額のお振込みが必要となります。)

3

地震・噴火・津波の天災による傷害事故も補償します。

(A,Bタイプに限る。Cタイプは対象外。)

- 申込締切日 : 平成25年8月9日(金)
- 保険期間 : 平成25年9月1日午後4時より
平成26年9月1日午後4時までの1年間
- 保険契約者 : 公益社団法人全国防災協会
- 引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社

【この補償制度の契約形態】

この保険は、公益社団法人全国防災協会登録の災害ボランティア活動団体が加入申込者となり、ボランティア個人等を被保険者として、公益社団法人全国防災協会が一括して保険会社と契約締結するボランティア活動保険団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、公益社団法人全国防災協会が有します。

公益社団法人 全国 防 災 協 会

加入申込者(加入できる方)

公益社団法人全国防災協会に登録した災害ボランティア活動団体

被保険者

公益社団法人全国防災協会に登録した災害ボランティア活動団体に所属するボランティア個人(※1)およびそれらの監督義務者(※2)(ただし、傷害事故の被保険者はボランティア個人のみになります。)

(※1) ボランティア個人とは、ボランティア活動推進法人またはボランティア活動推進法人の会員である法人にボランティアとして登録した、またはボランティアとしてこれらから委嘱を受けた方のうち、保険の加入手続きが完了した方をいいます。保険の加入手続きとは加入申込者が、加入依頼書に必要事項を記入の上その法人に提出し、その内容をその法人が確認し、受付印を押すまでの手続きをいいます。保険の加入手続きが完了した被保険者の氏名およびボランティア活動の内容等を記載した名簿を必ず備え付けていただく必要があります。ボランティア活動団体等(被保険者以外の方)が負担する賠償責任は対象になりませんので、ご注意下さい。

(※2) ボランティアが未成年等で責任能力がない場合は、親等の監督義務者が賠償責任を負うこととなるため、賠償事故については、ボランティアの監督義務者(これに代わり監督する方を含みます)についても被保険者となります。

保険期間

平成25年9月1日午後4時～平成26年9月1日午後4時

中途加入: 9月1日以降の加入については、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から平成26年9月1日午後4時までが補償期間となります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせ下さい。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献することを目的とする無償(※3)のボランティア活動」で、全国防災協会に登録された災害ボランティア活動団体の会則に基づいて企画立案された、天然現象に起因する公共土木施設等の被災状況の把握・伝達などの活動(※4)をいいます。

※3 交通費・食事代等の費用弁償程度のものは無償に含めます。

※4 活動には、活動の為の学習会、会議等を含みます。

【傷害事故補償の対象とならないボランティア活動】

- ・海難救助または山岳救助ボランティア活動
- ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- ・野焼き、山焼きを行う又はチェーンソーを使用する森林ボランティア活動

補償の対象事故

保険期間中、上記の対象となるボランティア活動中(注)に生じた事故によって、被保険者が被った身体の傷害及び、対象となるボランティア活動に起因して発生した偶然な事由による他人の身体障害や財物の損壊等について被保険者が負担しなければならない法律上の損害賠償責任を補償します。

傷害事故



ボランティア活動中に転んでケガをした



ボランティア活動に向かう途中に交通事故にあった

賠償事故



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた

(注) ボランティア活動中とは、ボランティア活動を行っている間、および活動を行うための、住居(住居以外の施設を起点とする場合はその施設)とボランティア活動を行う場所との通常経路の往復途上をいいます。

補償内容

- 地震、噴火、津波およびこれらに伴い生じた事故により被ったボランティア自身の傷害事故(傷害担保条項) →A、Bタイプの補償範囲。(Cタイプは対象外)
- 台風、集中豪雨、これらによる河川の氾濫等による災害によるボランティア自身の傷害事故(傷害担保条項) →A、B、Cタイプとも補償範囲。

	保険金の種類	保険金の内容/補償の内容	加入タイプ・保険金額または支払限度額		
			Aタイプ (※2)	Bタイプ (※2)	Cタイプ
傷害事故 (傷害担保条項)	死亡保険金	保険期間中に発生した日本国内でのボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(ボランティア個人)が身体に傷害を被りその直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき、死亡保険金額の全額をお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	1,000万円	1,500万円	3,000万円
	後遺障害保険金	保険期間中に発生した日本国内でのボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(ボランティア個人)が身体に傷害を被りその直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に所定の後遺障害が生じた場合および180日を超えても治療を要する場合は181日目の医師の診断に基づき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額に3%~100%を乗じた金額をお支払いします。 (注)保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。また、2種以上の後遺障害が生じた場合は、各々の後遺障害に応じた合計額をお支払いします。ただし、上肢、または下肢の後遺障害については1肢毎に保険金額の60%が限度になります。	1,000万円	1,500万円	3,000万円
	入院保険金 (1日につき)	保険期間中に発生した日本国内でのボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(ボランティア個人)が身体に傷害を被りその直接の結果として、平常の業務または平常の生活ができなくなり、入院した場合や所定の身体障害に該当し医師の治療を受けた場合には、事故の日からその日を含めて180日が経過する前のものに限り、その期間に対して、1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注)入院保険金の支払いが受けられる期間中に新たに他の傷害を被っても、重複して入院保険金をお支払いできません。	5,000円	5,000円	10,000円
	通院保険金 (1日につき)	保険期間中に発生した日本国内でのボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(ボランティア個人)が身体に傷害を被りその直接の結果として、平常の業務または平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(医師の治療を受けることをいい、往診を含みます。)した場合に、90日を限度として、1日につき通院保険金日額を、通院保険金としてお支払いします。ただし、平常の業務・平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 (注)入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対して通院保険金はお支払いできません。また、通院保険金の支払いが受けられる期間中に新たに他の傷害を被っても、重複して通院保険金をお支払いできません。なお、医師の指示によるギプスの常時装着等の所定の状態にある場合に、その期間を通院日数とみなすことが出来る場合がございます。	3,000円	3,000円	5,000円
	手術保険金	上記の入院保険金支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき最も高い倍率の手術1回に限りです。			
賠償事故 (賠償責任担保条項)	賠償責任保険金 (対人・対物共通合算)	日本国内において保険期間中に発生した下記①または下記②について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①次の事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊 ア. ボランティア活動中に発生した偶然な事由 イ. ボランティア活動に伴って提供した財物(提供物)に起因する偶然な事由 ウ. ボランティア活動の結果に起因する偶然な事由 ②ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取(詐欺を含みます。)について保管物の正当な権利者に対して負担する賠償責任。 ただし、1事故につき免責金額(自己負担額) 1,000円とします。	1事故につき 1億円	1事故につき 1億円	1事故につき 1億円
保 険 料 (1年間(ボランティア1名あたり単価))			3,399円	4,524円	895円

- ※1 傷害事故(傷害担保条項)において、死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは、保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算してAタイプ:1,000万円、Bタイプ:1,500万円、Cタイプ:3,000万円が限度となります。
- ※2 傷害事故(傷害担保条項)において、A、Bタイプは地震、噴火、津波及びこれらに伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害も対象となります。
- ※3 保険期間の途中で加入する場合も上記保険料となります。(中途脱退による保険料の払戻しはありません。)
- ※4 傷害事故(傷害担保条項)における上記傷害には、外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状は除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

お支払いする保険金、お支払方法

【傷害事故】(1)お支払いする保険金：死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

(2)お支払方法：前述の補償内容の保険金の内容に記載のとおりです。（なお、傷害を被ったとき既に存在していた身体障害・疾病の影響や原因事故と関係なく発生した傷害・疾病の影響等により傷害の程度が加重された場合には、これらの影響がなかったときに相当する内容でお支払する保険金の額が算定されます。）

【賠償事故】

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の承認に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。）
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
③緊急措置費用	被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

保険金のお支払方法は次の通りです。

・上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）

ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

保険金をお支払いできない主な例

【傷害事故】

- ①保険契約者または被保険者や保険金受取人の故意
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、または無資格運転中、酒酔い運転中等に生じた事故による傷害
- ③被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
- ④頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛、その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑤職業または職務に従事している間の事故による傷害
- ⑥戦争、内乱、暴動等によって生じた傷害（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ⑦核燃料物質や核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）など

【賠償事故】

- ①保険契約者、被保険者、またはこれらの者の代理人の故意
- ②被保険者の心神喪失に起因する事故
- ③被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
- ④自動車、原動機付自転車、航空機、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用、管理による事故
- ⑤地震、噴火、津波による損害（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ⑥被保険者の職業上の業務遂行に直接起因する事故
- ⑦戦争、内乱、暴動等によって生じた損害（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ⑧被保険者と他人との損害賠償に関する特別な約定により加重された賠償責任
- ⑨核燃料物質や核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ⑩被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
- ⑪提供物またはボランティア活動の結果が所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故（ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除きます）
- ⑫被保険者等が行う、人・動物に対する診療・治療・看護・疾病の予防、救急救命処置、死体検案、医薬品や医療用具の調剤・調整・鑑定・授与または授与の指示、あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などの資格に基づいて行う施術等の遂行に起因する事故など

もし事故が起きたときは

速やかに、所属ボランティア活動団体を通じて、下記取扱代理店までご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意下さい。
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意下さい。

(賠償責任担保条項)

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生した時は、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要項目について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

(傷害担保条項)

被保険者が傷害を被ったときは、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況、傷害の程度および傷害の原因となったボランティア活動の概要等の必要事項を書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

【取扱代理店】 建栄サービス株式会社

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-6 富士エレベータービル7階
TEL:03-5298-6340、FAX:03-5298-6341

加入(登録)手続き

所定の「災害ボランティア活動団体登録・災害ボランティア活動保険制度加入依頼書」

に必要事項をご記入・ご捺印の上、締切日までに下記書類を添付して(社)全国防災協会までご送付下さい。

- ①貴団体の会則(貴団体の活動内容の分かるもの)
- ②貴団体の会員名簿
- ③保険料をご送金いただいた際に金融機関が発行する領収証(写)

公益社団法人全国防災協会・災害ボランティア活動保険制度・保険料振込口座
みずほ銀行新橋支店 普通 2639852
公益社団法人 全国防災協会 (コウエキシャダンホウジン センコクホウサイキョウカイ)

ご加入の際のご注意

＜告知義務＞

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(取扱代理店には、告知受領権があります。)

＜通知義務＞

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

＜保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りです))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで)まで補償されます。また、保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記の補償の対象となります。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会下さい。

＜代理店の業務＞

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜パンフレット概要について＞

このパンフレットはボランティア活動保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件、その他この保険の詳しい内容は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご加入手続きも含めてご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜示談交渉サービスは行いません(賠償責任担保条項について)＞

この保険には保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方と示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

＜他の保険契約等がある場合(賠償責任担保条項について)＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次の通り保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

＜保険金請求の際のご注意(賠償責任担保条項について)＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜加入者証＞

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1ヶ月経過しても加入者証が届かない場合は、団体窓口、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、ご加入内容が正しいか確認くださいますようお願いいたします。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sosopo.or.jp/>)



0570-022808<通話料有料>
PHS・IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【保険契約者】 社団法人全国防災協会
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町3-11 パインランドビル
TEL:03-6661-9730、FAX:03-6661-9733

【取扱代理店】 建栄サービス株式会社
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-6 富士エレベータービル7階
TEL:03-5298-6340、FAX:03-5298-6341

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 （担当窓口） 公務第一部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4122、FAX:03-3515-4123